

令和6年5月27日 開 会

令和6年5月27日 閉 会

第12回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第12回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午後2時00分から午後3時12分
2. 開催場所 中里庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員

①農業委員 22名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 2番 村越 益男 22番 福嶋 恭子

②推進委員（招集委員 33名）

1番 庭野 誠一	10番 小林 勉	19番 藏品 茂昭	28番 山賀 巳喜夫
2番 真霜 賢一		20番 内山 浩樹	29番 松山 邦夫
3番 阿部 隆	12番 上村 晴彦	21番 高橋 勝久	30番 佐藤 一重
4番 徳永 稔	13番 金澤 富治		31番 相澤 成一
5番 中島 正	14番 金澤 拓男	23番 小柳 利勝	
6番 池田 征一	15番 小海 輝忠	24番 樋口 勝也	33番 江口 隆雄
		25番 山本 久	
8番 山田 幸太郎	17番 佐藤 正	26番 鈴木 幸栄	
9番 綱 大介	18番 高橋 勝則	27番 吉楽 一馬	

欠席委員 7番 宮内 隆和 11番 小海 雅秀 16番 樋口 倉藏 22番 登坂 一夫
32番 村山 幸夫

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（3件）

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（4件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可書の取消申請について (1件)
- 議案第2号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について (1件)
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (15件)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (9件)

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について

- 議案第5号 十日町市農用地利用集積計画について
 - ・新規 (10件)
 - ・農地利用集積計画一括方式 (5件)
 - ・再設定 (3件)

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林成樹	中里事務所	主査	上村知誉
本局農地係長	柳秀人	松代事務所	主査	高橋千春
本局主査	田村聡子	松之山事務所	副参事	相澤正和
川西事務所	主査	角張希美子		

6. 会議の内容

別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第12回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、2番の村越益男委員と22番の福嶋恭子委員から欠席の届けがなされております。従いまして、24名中2名欠席でございますが、在任委員の過半数が出席でありますので、第12回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1の議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第12回総会議事録署名委員は、23番の村山太郎委員と24番の吉楽広志委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、日程第2の農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第1号と第2号がございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告をお願いします。

【報告第1号、第2号説明】

村山議長 ただいま事務局より報告ございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にならぬようでございますので、ではこれより議事に入りたいと思います。

日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可書の取消申請について」1件の申請が出ておりますので、審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局 議案書3ページの議案第1号をご覧ください。今月は、農地法第5条の規定による許可証の取消申請が1件ございます。

【議案第1号朗読】

村山議長 これは私の担当ですので確認したことを報告しますが、今説明にあったように、申請人を共有名義で申請し直したいというようなことございました。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか

20番 取消申請書の譲受人と譲渡人の記載が逆になっています。書類上これでいいのですか。

村山議長 逆に書いてありますね。これは、捺印をもらってあるので、訂正させていただくということで進めさせていただきたいと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、この許可取消申請受け付けるということで改めてお諮りしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 では、この1件について取り消すことに決定いたしたいと思います。

次に、議案第2号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 議案書4ページをご覧ください。今月は農地法の許可に対する事業計画変更承認申請が1件ございます。許可した内容に変更が生じた際に、農業委員会の総会においてご審議いただくものでございます。

【議案第2号、5番朗読】

村山議長 これは8番の私の案件ですので説明いたします。この申請者は昨年建築予定でしたが、設計変更をしたところ建築資材の高騰等でだいぶ変更が出たということで、当初自己資金だけで建築する予定であったそうでございますが、住宅ローンの借入れを起こすというような形で工期もだいぶ伸びたので、このように変更承認申請を出させていただいたということでございます。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、改めてこの事業計画変更承認申請について受け付けることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」15件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局 5 ページの議案第 3 号をご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による許可申請は15件でございます。いずれの案件も農地法第 3 条 2 項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第 3 号、4 3 番朗読後、説明】

村山議長 では、43番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1 1 番 5 月23日にご二人に電話で確認し、内容について間違いがないことを確認いたしました。以上です。

村山議長 43番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では44番、説明願います。

【議案第 3 号、4 4 番朗読後、説明】

村山議長 では、44番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1 5 番 ただいま案件につきまして、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひします。場所のほうも確認しております。よろしくお願ひします。

村山議長 44番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では45番、説明願います。

【議案第 3 号、4 5 番朗読後、説明】

村山議長 45番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1 5 番 これも書いてあるとおり間違いありませんので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 45番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、46番、説明願います。

【議案第 3 号、4 6 番朗読後、説明】

村山議長 では46番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1 5 番 これも間違いありませんので、よろしくお願ひいたします。場所のほうも確認しております。

村山議長 46番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質

問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、47番、説明願います。

【議案第3号、47番朗読後、説明】

村山議長 では、47番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

4番 両者に電話で確認をしました。もともと譲受人が耕作をしていた場所です。

記載どおり間違いないことを確認しましたので、よろしく願います。

村山議長 47番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、48番、説明願います。

【議案第3号、48番朗読後、説明】

村山議長 この案件は8番の私の担当ですので説明しますが、これは譲受人の自宅の隣接の農地です。譲渡人とは親戚関係になるわけなんです、記載のとおり間違いなさそうでございます。

48番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

3番 ちょっと確認なんですけれども、最近農業を始めるためということで、県外の方とか、この場合は親戚筋なのかな。やはり農業を体験して実際にやりたいという方が増えるのはいいことだなと思うんですけども、審査する側として、今までは全部効率利用とか従事時間の要件とか、機械があるのかどうか、年間150日しなきゃいけないとかあったと思います。それが今は150日未満でもいいよとなっているわけですけども、例えば都会から1か月に1回、週末の土曜日に4時間やりましたと、農業をする期間が8か月あったとしたって40日に満たない。こういう方も今の状況では適切なのかどうかを把握するために、今はそういう要件はあまり頭に入れなくてもいいんだよというような考え方なのか、例えば月に1回でも自分でやればいいのか、そういった判断基準があるのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

村山議長 厳密に言うと、下限面積は廃止されたんですけども、農地として譲り受けてきちんと管理できているか、その辺をきちんと見届けなさいというようなことは言われております。それで例えば、耕耘機ですとか機械がなくても、よそからいずれ定住するという予定で農地を求めたとか、いろいろなケースがこれから出てくると思うんですが、基本的にはきちんと農地としてやっていく意思確認をできるかできないかというところが、一番のネックで、その辺を担当なさ

れた委員さんから確認していただくというところになるんじゃないでしょうか。例えば月に1回来る程度だからダメだとか、そういう不適格な基準というのもまたないもので、周りへの影響も考えたりとか、その辺が非常に難しいところになってきますが、基本的にはきちんと農地としてやっていくかどうかの見極めになるかと思います。これから結構そういう市外の方の案件も出てくるかと思うので、また何かわからない点、ちょっとこう疑問な点は事務局に相談したり、また事務局でも判断に困るような場合には委員さんと相談したり、あるいは上部団体にちょっと伺いを立てたりとか、皆さん方と連携取りながら進めていければと思います。

ほかに質問等ないでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 次に49番、説明願います。

【議案第3号、49番朗読後、説明】

村山議長 では、49番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

9番 両者に電話で確認をしました。両者は親子でして、譲渡人が農業をできなくなったために、息子さんに渡して農業を始めるということでした。申請内容には間違いありません。よろしく願いいたします。

村山議長 49番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、50番、説明願います。

【議案第3号、50番朗読後、説明】

村山議長 では50番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 譲受人には訪問で、譲渡人は東京の方なので電話で、両者確認を取りました。記載のとおり間違いございません。よろしく願いします。

村山議長 50番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では51番、説明願います。

【議案第3号、51番朗読後、説明】

村山議長 51番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

1番 こちらも地元の譲受人には訪問で、譲渡人には電話で確認が取れました。記

載のとおり間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 では、51番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では52番、説明願います。

【議案第3号、52番朗読後、説明】

村山議長 では52番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

15番 譲受人と、譲渡人の娘さんに電話で確認してきました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 52番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では53番、説明願います。

【議案第3号、53番朗読後、説明】

村山議長 53番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

14番 5月21日に両者に電話で確認いたしました。記載のとおり、間違いなことを確認いたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長 53番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では54番、説明願います。

【議案第3号、54番朗読後、説明】

村山議長 54番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

23番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いがないということでした。よろしくお願いたします。

村山議長 54番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では55番、説明願います。

【議案第3号、55番朗読後、説明】

村山議長 55番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

18番 両者に電話にて確認してきました。記載どおり間違いありませんので、よろ

しく申し上げます。

村山議長 55番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では56番、説明願います。

【議案第3号、56番朗読後、説明】

村山議長 56番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

14番 5月22日に両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いのないことを確認いたしました。よろしく申し上げます。

村山議長 56番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では57番、説明願います。

【議案第3号、57番朗読後、説明】

村山議長 57番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

10番 両者に面談にて確認をしてみました。こちら、譲受人は譲渡人の甥っ子でございます。先祖代々から守っている田んぼをほかの人には売りたいということで、甥っ子である譲受人に贈与という形で渡すというようなことございました。記載のとおり間違いのないので、よろしく願いいたします。

村山議長 57番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にならざるようでございますので、これで「農地法第3条の規定による許可申請について」15件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この15件について許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」9件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議をお願いいたします。
では、事務局、説明願います。

事務局 9ページの議案第4号をご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許

可申請は9件でございます。

【議案第4号、15番朗読後、説明】

村山議長 これは24番吉楽委員本人の案件でございます。退席いただいたので、担当委員、説明願います。

7番 担当委員本人の案件ですので、私のほうから説明させていただきます。5月15日に中里事務所の職員と現地確認に行かせてもらいました。その後、本人に電話連絡をしましたところ、記載のとおり間違いありませんでした。以上です。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では吉楽委員は入室してまた席についていただきたいと思います。では、16番、説明願います。

【議案第4号、16番朗読後、説明】

村山議長 では、16番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

18番 担当委員欠席のため、代わりに報告いたします。電話で確認したところ、間違いのないということでした。よろしく申し上げます。

村山議長 この案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 今回は担当委員が欠席だったわけですが、農業委員の案件ですので、もし委員さんが欠席の場合、代替りの農業委員さんの代理報告になるということで、皆様また確認しておいていただきたいと思います。特にご意見等ないようですので、次に17番、説明願います。

【議案第4号、17番朗読後、説明】

村山議長 この案件は8番の私の担当ですので説明しますが、今ほど事務局が説明したように議案第1号の取消案件で、改めて共有名義で所有権移転の申請が上がったというものでございます。

17番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では18番、説明願います。

【議案第4号、18番朗読後、説明】

村山議長 では、18番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

11番 5月21日に事務局職員と2人で現地を確認いたしました。その後、23日にお二人に電話で確認をし、間違いがないことを確認いたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長 18番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では19番、説明願います。

【議案第4号、19番朗読後、説明】

村山議長 19番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

4番 5月の21日に中里事務所の職員と現地を確認しました。特別問題はありませんでした。その後、利用者に訪問にて確認をしました。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 19番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、では20番について説明願います。

【議案第4号、20番朗読後、説明】

村山議長 この案件は8番の私の担当ですので説明します。この場所については、市道高山太子堂線の田川の手前のところでございます。その他については、記載のとおり間違いがないということで確認いたしました。以上です。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では21番、説明願います。

【議案第4号、21番朗読後、説明】

村山議長 21番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

23番 譲渡人はご高齢のため、娘さんと連絡を取り合って、あとは両者を確認したところ、記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 21番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では22番、説明願います。

【議案第4号、22番朗読後、説明】

村山議長 22番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

23番 両者というか、譲受人は譲渡人が経営する会社ですが、確認したところ、記載のとおり間違いございません。よろしく願いいたします。

村山議長 22番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 ないようでございますので、では23番、説明願います。

【議案第4号、23番朗読後、説明】

村山議長 23番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

14番 5月23日に事務局職員と一緒に現地を確認いたしました。現場は城之古の〇〇〇隣の土地であります。手つかずの状態で特に問題はございませんでした。両者においては5月22日に電話で確認しましたが、記載のとおり間違いないと報告を得ております。以上です。

村山議長 23番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、「農地法第5条の規定による許可申請について」9件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この9件について許可することに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第4、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画については、新規設定10件と一括方式による設定5件及び再設定3件、計18件についてご審議をお願いいたしたいと思っております。

なお、この案件については、事務局の議案の読み上げを行わず、順番に担当の推進委員に確認報告をお願いし、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴するという方法で行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、概要について事務局より説明願います。

事務局 12ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が10件、新潟県農林公社との一括方式による新規案件が5件、

再設定が3件で、18件全てが農業基盤経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件について、会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けた推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長 では、これより確認報告いただきたいと思います。まず、2番推進委員願います。

(推) 2番 13ページの受付番号94番です。両者訪問して、記載のとおり間違いありませんでした。よろしく願います。

村山議長 次に、6番推進委員、確認報告願います。

(推) 6番 5月20日に双方に電話で確認しましたが、記載のとおり間違いございませんでしたので、よろしく願います。

村山議長 次に11番推進委員、願います。

16番 11番推進委員が今日休みなので、代わりに報告します。14ページの198番、記載のとおり間違いのないとの報告を受けています。よろしく願います。

村山議長 次に、12番推進委員、願います。

(推) 12番 12ページで受付番号191番です。両者訪問で確認して、間違いありませんのでよろしく願います。

村山議長 次に、13番推進委員、願います。

(推) 13番 14ページの199番、5月23日に両名に電話にて確認いたしました。記載どおり間違いのないことを確認いたしました。よろしく願います。

村山議長 次に、16番推進委員、願います。

15番 これは16番推進委員の案件なのですが、今日は欠席ということで報告をお願いされました。記載のとおり間違いのないということでございますので、よろしく願います。場所のほうも自分は分かりますので、よろしく願います。

村山議長 次に18番推進委員、願います。

(推) 18番 13ページの196番、記載内容のとおりです。願います。

村山議長 次に、24番推進委員、願います。

(推) 24番 13ページの案件番号195番、昨日電話にて確認したところ、間違いありませんでした。新規に会社を設立するに当たって、同一人物なのですが、貸借したということです。よろしく願います。

村山議長 次に、26番推進委員、確認報告を願います。

(推) 26番 12ページ192番、両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 次に、33番推進委員、確認報告をお願いいたします。

(推) 33番 12ページの193番、22日に確認いたしました。間違いなさそうです。よろしくお願いいたします。

村山議長 次に一括方式のほうになりますが、改めて18番推進委員に確認報告をお願いいたします。

(推) 18番 一括方式の15ページの31番、記載内容のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長 次に、25番推進委員、確認報告をお願いいたします。

(推) 25番 15ページの32番、33番、めくってもらいまして16ページの34番です。これは譲渡人が同一で、譲受人が2名です。両者確認しました。間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 次に、31番推進委員、確認報告をお願いします。

(推) 31番 16ページの35番です。両者に確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 これで各案件確認報告いただいたわけですが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にならぬようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定について公告いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちましてすべての議案が終了いたしました。

続いてその他になりますが、農林課から諮問したいということで、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」農林課から説明がございましたので、よろしくお願いいたします。

農林課 皆様のお手元にお配りしております資料をご用意いただきまして、お話を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について説明】

村山議長 ただいま農林課の担当者より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

20番 資料4ページの農業協同組合という記載について、なぜ「魚沼」が入っていないのですか。

村山議長 これは記載ミスですよね。どうなんでしょうか。

農林課 4ページのところは、1ページ目の3(2)のところで「市は魚沼農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)」という表記があるのにもかかわらず、旧の方はそのまま「十日町」と入ってしまっていたので、これを今回削除させていただいたものになります。簡単に言ってしまえば記載ミスでございます。

20番 分かりました。

村山議長 要は1ページ目で「以下「農業協同組」という」で一括してやっているそうでございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

村山議長 特にないようでございますので、本件に関わる回答といたしましては、異議なしで特段の意見も付さないことよろしいでしょうか。農政審議会のほうも、今回は軽微な案件ですので、書面決議の予定だということも伺っております。農業委員会といたしましては、異議なしで、特に意見も付さずということで、改めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 では、そのように回答させていただきます

以上をもちまして、第12回総会の案件がすべて終了いたしましたので、これ以降は事務局にお任せしたいと思いますが、次の第13回総会は私が県農業会議の総会と日程が丁度ぶつかってしまったもので、次回の議長は古高会長職務代理からお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。